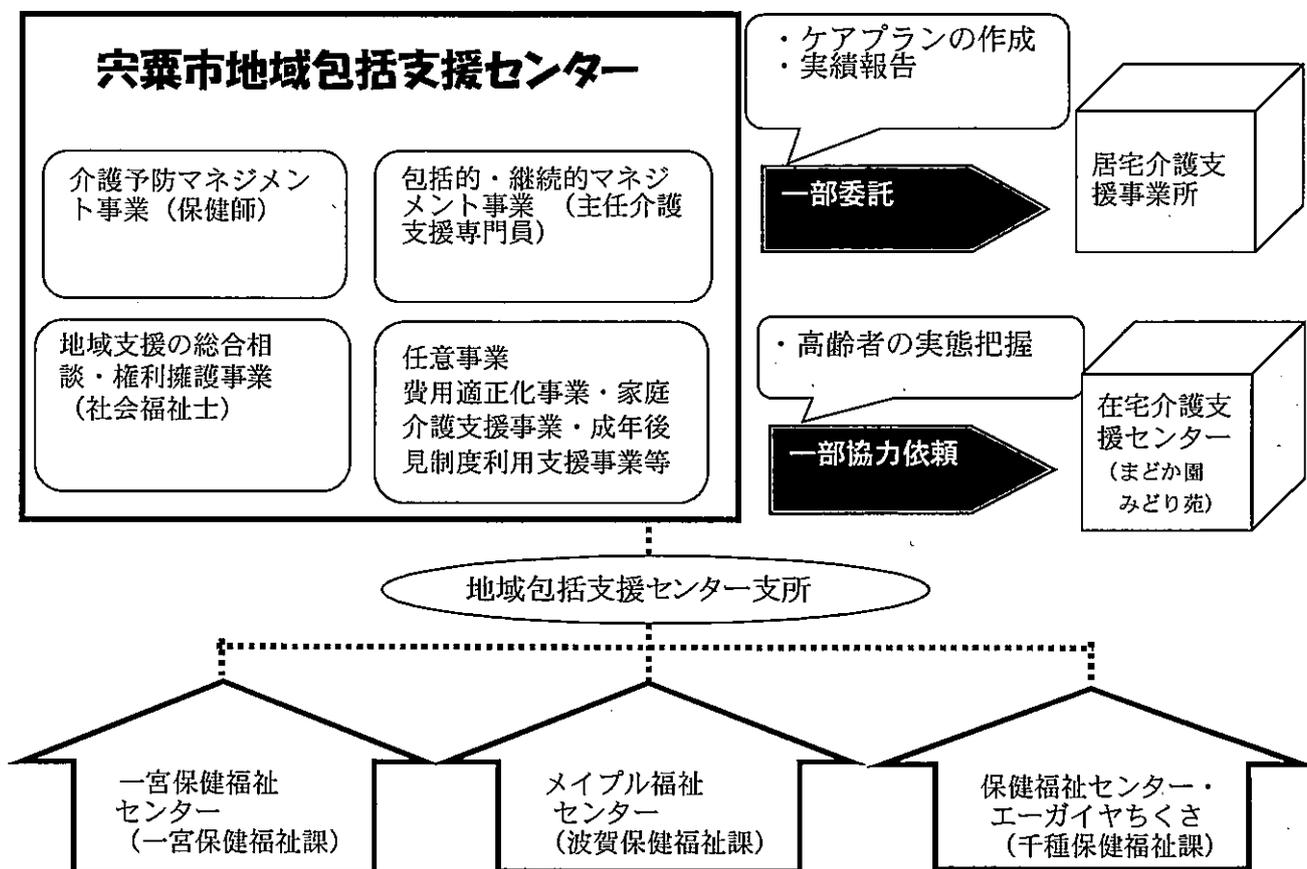


地域包括支援センターの設置・運営

資料1

(1) 地域包括支援センターの設置状況

中核的な役割を担う地域包括支援センターは宍粟市で1か所設置しています。また、市内全域で公平なサービスが提供できるように各保健福祉圏域(一宮、波賀、千種)の保健福祉課は、地域包括支援センター支所として機能できる体制を整備しています。



※各支所に保健師1名配置(地域包括支援センター支所業務他を担当)

(2) 地域包括支援センターの職員の配置

地域包括ケアシステム構築に向け、地域包括支援センターの機能強化を図るため、平成27年度より「認知症地域支援推進員」と「生活支援コーディネーター」を各1名配置しています。

職種(主な業務)	地域包括支援センター	一宮保健福祉課	波賀保健福祉課	千種保健福祉課
保健師(介護予防事業・連携会議等)	1		1 (兼務)	1 (兼務)
社会福祉士(総合相談・権利擁護等)	2			
主任介護支援専門員 (ケアプラン作成・介護支援専門員支援等)	1	1 (兼務)		
認知症地域支援推進員 (認知症相談・施策推進等)	1 (看護師)			
生活支援コーディネーター(生活支援サービス基盤の整備・ネットワークの構築等)	1 (社会福祉士)			
高齢者実態調査員 (高齢者世帯の生活状況の把握等)	3	1 (兼務)	2 (うち1名兼務)	1 (兼務)

(4) 地域包括支援センター業務内容

※地域包括支援センター業務マニュアルより

【必須事業】

1. 包括的支援事業(地域支援事業)	包括的支援事業(社会保障充実分)
<p>① 介護予防ケアマネジメント事業 介護予防ケアマネジメント業務</p> <p>② 総合相談・支援事業 総合相談・地域包括ネットワーク事業・実態把握など</p> <p>③ 権利擁護事業 高齢者虐待の防止及び対応・消費者被害の防止など</p> <p>④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 包括的・継続的ケアマネジメント環境整備・個々の介護支援専門員への支援など</p>	<p>① 生活支援体制整備 生活支援コーディネーターの配置など</p> <p>② 認知症施策推進 認知症初期集中支援推進事業など</p> <p>③ 在宅医療介護連携 資源の把握・体制整備・啓発など</p> <p>④ 地域ケア推進会議 地域ケア個別会議、地域ケア推進会議など</p>

2. 指定介護予防支援事業

- ① 要支援認定者のケアプラン作成(委託可)

【その他の事業】

3. 任意事業(地域支援事業)

- ① 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
- ② 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業
- ③ その他の介護保健事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業

4. 厚生労働省が定める事業

- ① 二次予防事業の対象者把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 二次予防事業評価事業及び一次予防事業評価事業の一部